

様式第7号（第8条関係）

伊予市入札監視委員会定例会議（第2回）議事概要

開催日時及び場所		平成31年1月22日（火） 午前9時30分から 伊予市役所 2階 会議室1	
出席委員の氏名及び職業		委員長 渡邊 政広（愛媛県建設技術支援センター理事長 愛媛大学名誉教授） 委員 西田 和真（西田和真税理士事務所 税理士） 委員 佐藤 清志（佐藤法律事務所 弁護士）	
対象期間		平成30年4月1日～平成30年9月30日	
抽出案件		総件数5件	（備考） 抽出方法 入札契約方法別に無作為に案件を抽出。 西田副委員長が案件を抽出。
内 訳	一般競争入札	2件	
	指名競争入札	2件	
	随意契約	1件	
委員会からの意見・質問と それに対する回答等		意見・質問	回答等
		別紙のとおり	別紙のとおり
委員会意見の内容		無作為に5案件を抽出し、それらの入札及び契約手続き等が適正に執行・運用されているか審議した結果、疑義は何ら生じなかった。	

質 疑 回 答 書 (事案No.1)

契 約 方 法	一般競争入札	
件 名	市道日尾野引坂線道路改良工事 (第2工区)	
履 行 場 所	伊予市双海町上灘	
種 別	土木一式	
概 要	道路改良工事 施工延長 L = 4 7 1 m ・ 場所打擁壁工 L = 7 4 m ・ コンクリートブロック積工 A = 7 7 m ² ・ 側溝工 L = 2 8 1 m ・ 場所打水路工 L = 4 1 m	
意見・質問	回 答	
○ 中山スマートインター関連道路工事で知名度はあると思いますが、入札参加者は市内業者のみとなっています。その理由は。	○ 工事内容及び工事規模を考慮し、市内業者で十分対応可能と判断し、市内事業者を優先して選定しました。	

質 疑 回 答 書 (事案No.2)

契 約 方 法	一般競争入札
件 名	上水道施設漏水調査業務
履 行 場 所	伊予市水道施設区域内
種 別	建設コンサルタント
概 要	漏水調査業務 L = 190.0 km
意見・質問	回 答
<p>○ 漏水調査は上水道が敷設されている延長190kmを全て行うのか。その場合、適正調査の担保はどうなっているか。</p> <p>○ 「調査業務」の場合で一般競争になると、入札参加業者数はこのように多くなるものなのか。</p> <p>○ 入札参加資格の設定で「過去10年に500万円以上の業務実績のあるもの」とある。 この点、極端な例で言えば、10年前に1回だけ500万円の漏水調査の経験があれば参加できることになるが、その水準であっても十分できる業務なのか。10年前の経験者が辞めていることも考えられる。 そこで、 ア 熟練した探知技術の有無に係る判断基準を「過去10年、500万円以上の業務実績」とした理由は。 イ 熟練した探知技術を有している者（資</p>	<p>○ 全て行います。適正調査の担保につきましては、GPSアプリ等を用いてログを記録し、印刷したものを日報と併せて提出させることで確認しております。</p> <p>○ 漏水調査業務が特殊な例であって、一般的な調査業務ではこのようなことは無いと思われます。</p> <p>○ア 今回が初めての一般競争入札であるため、今後の基準となるような数値を設定しました。来年度以降につきましては、今年度の状況を踏まえ、参加条件を再考する予定です。 イ 仕様で定めております。</p>

<p>格があるのか?) が配置技術者となれるように仕様で定められているのか。</p> <p>○ 市内、県内には、公共団体における漏水調査業務をできる業者はいないのか。</p> <p>○ 落札した業者はどこ業者か。</p> <p>○ 地域特性の把握、調査の便宜という観点からある程度伊予市に近い場所に本拠を置く業者の方が望ましいと思われるが、県外、例えば関東の業者であっても十分な調査を行える性質の業務なのか。</p>	<p>○ 市内では漏水調査で入札参加資格申請をしている業者はありません。県内に支店・営業所をもつ業者は5者となっております。</p> <p>○ 徳島県（本店）です。</p> <p>○ 漏水調査は、調査員が専門のツールを使って水漏れの音を探すことで、漏水を見つける方法が主となりますので、水道管の敷設位置が把握できていれば十分な調査は行えるものと考えております。</p>
--	--

質 疑 回 答 書 （事案No.3）

契 約 方 法	指名競争入札
件 名	本庁地区防災備蓄倉庫新築工事
履 行 場 所	伊予市米湊
種 別	建築
概 要	<p>建物概要</p> <p>1、構 造 鉄骨造</p> <p>2、階 数 平屋建て</p> <p>3、床 面 積 57.20㎡</p> <p>4、建築面積 60.67㎡</p> <p>※上記建物の新築に伴う建築主体・電気設備・機械設備工事</p>
意見・質問	回 答
<p>○ D等級以上の市内業者は何者あるのか。</p> <p>○ 実質的に8者中6者が辞退ということになっているが、辞退者がこのように多くなった理由は何か。</p> <p>○ 3者が同じ金額入札しているが、入札の経過に不自然な点はなかったか。</p> <p>○ 防災備蓄倉庫は特殊な造りの建物なのか。</p>	<p>○ A等級10者、B等級3者、C等級8者、D等級3者の合計24者となります。</p> <p>○ 各業者が各々に積算をし、予定価格と比較した結果、採算が合わないか、予定価格ぎりぎりならばと判断したものと思われます。</p> <p>○ 入札の経過に不自然な点はありませんでした。3者が予定価格いっぱいに入札してきたのは前問回答の理由と考えます。</p> <p>○ 荷物の搬入・搬出の関係で床が高い程度で、特に特殊な造りの建物というわけではありません。</p>

質 疑 回 答 書 （事案No.4）

契 約 方 法	指名競争入札
件 名	林道石畳上灘線外 2 線災害復旧測量設計業務
履 行 場 所	伊予市双海町上灘、中山町中山
種 別	建設コンサルタント
概 要	林道災害測量設計 $\Sigma L = 345\text{ m}$ 林道石畳上灘線 $L = 120\text{ m}$ 林道永木高見線 $L = 130\text{ m}$ 林道粒野カヤマ線 $L = 95\text{ m}$
意見・質問	回 答
<ul style="list-style-type: none"> ○ 伊予市に建設コンサルタントの森林土木で参加申請登録のある県内に支店・営業所を有する者は何者くらいあり、同種の実績を有する業者は何者あるのか。 ○ 辞退者が半数近くになるが、その理由は。 ○ 愛媛県内に本店、支店、営業所を有し、同種の実績を有する事業者 9 者を選定とあるが、実績を持つ業者が 10 者以上の場合、9 者を選んだ根拠は。 ○ 林道災害測量設計というのは特殊な技術を要するのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 土木コンサルタントの森林土木で登録している県内に本店又は支店を有する事業者は 50 者おります。その内、愛媛県内で同種の実績を持つ業者は 28 者となります。 ○ 本入札を実施した時期が災害が発生した直後であり、他自治体等も同種業務を一斉に発注したためと思われます。 ○ 近隣での実績を基に選定をしました。 ○ 一般的な測量設計となります。

質 疑 回 答 書 （事案No.5）

契 約 方 法	随意契約
件 名	伊予市公共下水道事業地方公営企業法適用移行支援業務
履 行 場 所	伊予市米湊
種 別	その他業務
概 要	伊予市が運営する公共下水道事業の財務状況の明確化及び透明性の向上を図り、経営の効率化と健全化を推進するために、平成32年4月1日から公共下水道事業の会計方式を「官庁会計方式」から「公営企業会計方式」へ移行し、地方公営企業法（昭和27年法第292号）を適用（以下「法適用」という。）するための移行事務手続き支援及び公営企業会計システム構築を行う。
意見・質問	回 答
<p>○ 1者しか参加者がいないが、四国内に常勤の職員を配置する本店、支店、営業所等を有し、平成26年度以降、人口3万人以上の地方公共団体又は下水道事業体における公共下水道事業地方公営企業法適用移行支援業務等に係る公営企業会計システムの導入、稼働実績（着手中含む。）のある事業体は、何者あると見込んでいたのか。</p> <p>○ 1者応募の場合、契約に至る採点割合の合格基準といったものはあるのか。</p>	<p>○ 3者程度はプロポーザルへの参加が可能であると見込んでおりました。</p> <p>○ 具体的な合格基準はありませんが、審査委員会で協議した結果、320点中267点を獲得し、各評価項目においても概ね良好以上の評価を受けていることから、本業務にふさわしいと判断したため委託候補者として特定しました。</p>

<p>○ 実施要領によると、委託料の上限は35,964千円、平成30年度の支払いの上限を25,704千円としているが、</p> <p>ア この落札額は平成30年度支払い分に対応するものか。それとも契約全体か。</p> <p>イ 後者の場合、落札率は66%となるが、委託料の上限額の設定方法を教えてください（具体的な積算の方法、参考見積を入手している場合は、入手先と入手金額、他の地方公共団体又は下水道事業体に対して同様の公営企業会計システムの導入にかかる契約状況調査を行っているのか等）。</p> <p>○ 下水道事業公営企業会計実務に5年以上経験を有する技術者を配置できることとありますが、5年以上経験したということは何をもって証明するのか（資格といったものがあるのか。）。また、5年の根拠は。</p> <p>○ システム稼働後のサポート体制が審査項目にあるが、サポートに係るコストも含めて審査しているか。提案者が過去に</p>	<p>○ア 全体の金額です。本業務は2年間の債務負担で実施するものであり、全体額の上限を35,964千円、平成30年度支払い上限25,704千円とし、残金を平成31年度に支払うこととしたものです。</p> <p>イ 平成30年度の予算編成時に、株式会社ぎょうせいに参考見積を徴取し上限額35,964円として計上しました。</p> <p>また、愛媛県内19市町に対して公営企業会計システムの導入状況、導入年度、業者の決定方法等の情報を提供していただきました。</p> <p>○ 5年以上の経験の証明は、プレゼンテーションに係る提出書類の中の「配置予定技術者調書」に記載された過去の業務実績により確認します。また、5年の根拠については、平成26年度に総務省より「公営企業会計の適応拡大に向けたロードマップ」の提示があり、人口3万人以上の団体については、平成32年4月までに下水道事業の公営企業適用を行うよう示されました。そこで、本業務着手が平成30年度であるため、ロードマップ提示から本市と同様な人口規模の団体が着手している状況を踏まえ過去5年間としました。</p> <p>○ 保守に係る経費については、見積書に移行業務の経費と別に、保守に係るコストの提示を受け審査しておりま</p>
---	--

<p>既に提供した同様の業務において生じるサポート内容やそれに係るコスト等の説明を受けているのか。</p> <p>○ 見積高2200万円という金額設定は他の市町村と比べて適切な金額設定となっているのか。</p> <p>○ 2ヵ年での事業となっているが、具体的な支払方法はどのようになるのか。</p> <p>○ なぜ今まで公会計ではなかったのか。</p>	<p>す。また、技術提案書により保守・運用支援体制の説明を受け、操作指導、実務相談、障害対応、保守時間等についても説明を受け審査しております。</p> <p>○ 近隣他市町と比べても同等程度となっております。</p> <p>○ 平成30年度の出来高部分につきましては平成30年度末に支払い、残額を業務完了時に支払うようになります。</p> <p>○ 下水道事業当初には、整備に多額の費用が必要であったため、当然、利用料だけで費用を賄うことができず、特別会計となっておりますが、今回、国の指導により、平成32年度を目処に公会計に移行することとしました。</p>
--	---